

令和4年度兵庫県環境審議会鳥獣部会（第1回）議事録

1 日 時 令和4年9月12日（月）13:00～15:00

2 場 所 ラッセホール 5階 ハイビスカス

3 審議事項

（1）ツキノワグマの狩猟禁止の制限的な解除について

4 委員の出欠

委員出席者

会 長	鈴木 胖
副 会 長	中瀬 勲
部 会 長	江崎 保男
委 員	太田 英利
委 員	高畑 由起夫
委 員	谷口 誠司
委 員	築山 佳永
委 員	中澤 明吉
委 員	横山 真弓
	計 9名

委員欠席者

委 員	片山 喜久男
	計 1名

5 部会の成立

兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、兵庫県環境審議会鳥獣部会委員（委員及び特別委員）8名中、7名の委員の出席により会議は成立。

6 議事

（1）事務局より諮問事項の説明

事務局	兵庫県におけるツキノワグマの現状と評価について ツキノワグマの行動特性について
-----	--

	<p>近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会と第2期ツキノワグマ管理計画について</p> <p>ツキノワグマの狩猟禁止の制限的な解除について</p>
--	--

(2) 審議にかかる質疑応答

D委員	ツキノワグマ個体群が孤立していることにより遺伝的に危ない兆候があるのかどうか教えてほしい。
事務局	今のところ、遺伝的劣化によるリスクは確認されていない。
B委員	集落の衰退がツキノワグマの移動分散の要因として説明してもよいのでは。
事務局	移動分散の制限要素としては、大河川周辺の人為的環境が要因と指摘する文献がある。
I委員	ツキノワグマの移動分散にとって、大河川の地理的要因が制限要素になっているわけではない。円山川をまたいでの移動も確認されている。
E委員	生息数推定の経緯と考え方は？
事務局	以前は兵庫県内だけで推定していたが、データの集積により、近隣府県を含む個体群単位の生息数推定になっている。
C委員	狩猟者の立場からH委員の意見は？
H委員	森林動物研究センターが行う狩猟個体のモニタリングには協力したい。また、安全講習会も過去に受けているので、大丈夫だと思われる。
C委員	ツキノワグマの狩猟を狩猟者はどう捉えているのか？
B委員	ツキノワグマの狩猟に関心のあるハンターは少ない。半矢になると危ないし、平成8年の狩猟禁止以前もツキノワグマを狩猟する者はあまりいなかった。狩猟解禁がツキノワグマの被害対策の助けになれば良い。
C委員	安全狩猟に向けた狩猟者の訓練は部会から事務局へのお願いとしたい。

(3) 審議結果

知事より諮問のあった「ツキノワグマの狩猟禁止の制限的な解除」については、各委員の承認をもって鳥獣部会として諮問の承認を決議された。

また、部会決議については、「兵庫県環境審議会の運営に関する規定」第9条第1項によって審議会の決議とすることについて、会長から同意があったことから、環境審議会から知事に対し、諮問内容を承認するとして答申を行うこととなった。